

(勤続期間の計算)

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。

3 職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前三項の規定による在職期間のうちに休職月等が一以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)を前三項の規定により計算した在职期間から除算する。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者であつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が任命権者(豊中市立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町立学校及び能勢町立学校の職員のうち、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員については、府の教育委員会とする。附則第三十三項において同じ。)が定める事由により、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、次に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。

ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 職員が第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。))若しくは公庫等(国家公務員退職手当法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。)が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務

に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続きいて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続きいて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

四 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員(以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続きいて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

五 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続きいて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

六 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続きいて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

七 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続きいて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続きいて職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から国家公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

6 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続きいて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第二号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

7 第一項から第四項までの規定は、第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合について準用する。

8 前各項の規定により計算した在職期間に一年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満(第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。)、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満)の場合には、これを一年とする。

9 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

10 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在职期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(昭四〇条例四五・昭四三条例一・昭四三条例三〇・昭四五条例四七・昭四八条例五〇・昭四八条例五四・昭六二条例二一・平三条例二七・平一三条例一二・平一三条例七一
平一五条例一〇・平一六条例一一・平一七条例一五・平一八条例八・平二二条例五〇・平二三条例九一・平二五条例八〇・平二九条例一〇一・一部改正)

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第十九条 職員が退職した場合(第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

2 職員が引き続きいて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

3 職員が第八条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

5 職員が第八条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人の役員となった場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続きいて特定一般地方独立行政法人の役員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(平一七条例一五・一部改正、平二二条例五〇・旧第十四条線下・一部改正)

職員の退職手当に関する条例第7条第5項に定める「任命権者が定める事由」について(通知)

制定 令和6年7月12日教職企第1238号

職員の退職手当に関する条例(昭和40年大阪府条例第4号。以下「条例」という。)第7条第5項に定める「任命権者が定める事由」について、下記のとおり定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知します。

ただし、退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給について、条例の適用を受ける職員としての在職期間を次に掲げる国、他の地方公共団体等(以下、「他団体」という。)の職員としての在職期間に通算することを認めていない他団体の職員であった場合を除きます。

記

- 1 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務の本府への移管により条例の適用を受ける職員となった場合
- 2 国又は他の地方公共団体の職員が、国又は他の地方公共団体の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と国又は他の地方公共団体との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
- 3 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人のうち、同法第2条第4項に規定する行政執行法人以外の独立行政法人に勤務する職員及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に勤務する職員並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条に規定する地方独立行政法人のうち、同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「独立行政法人等」という。)の職員(大阪府教育委員会が通算することが適当でないと認める者を除く。)について、次の各号に掲げる場合
 - (1) 独立行政法人等の教育職員が条例の適用を受ける教育職員となった場合
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって、独立行政法人等の職員が、独立行政法人等の業務と密接な関連を有する本府の業務の必要上、本府と地方独立行政法人等との相互了解のもとに行われる計画的な人事交流により、条例の適用を受ける職員となった場合
- 4 その他前各項に掲げる場合に準ずる場合であって、大阪府教育委員会が特に必要であると認める場合